

法律第二十八号（平一六・四・一四）

外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び儀典長一人」を削り、同条第三項を削る。

附 則

この法律は、平成十六年八月一日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）